

## 岩手中部水道企業団予定価格事前公表の試行に関する要領

平成31年 2 月 25 日

このことについて、次のように定め、平成31年 4 月 1 日から平成33年 3 月 31 日まで実施します。

### 記

#### (趣旨)

第 1 この要領は、岩手中部水道企業団における入札及び契約制度のより一層の透明性及び公平性の確保並びに不正行為の防止を図るため、予定価格の入札執行前の公表（以下「予定価格の事前公表」という。）を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (公表の対象)

第 2 予定価格の事前公表は、次に掲げるものの条件付一般競争入札及び指名競争入札について行う。

- (1) 予定価格が130万円を超える工事
- (2) 予定価格が50万円を超える業務委託（単価契約を除く。）

#### (公表の内容)

第 3 予定価格の事前公表する価格は、消費税及び地方消費税相当額を控除した額とする。

#### (公表の方法)

第 4 予定価格の事前公表は、条件付一般競争入札にあつては入札公告への記載により、指名競争入札にあつては入札通知書への記載により行う。

#### (入札回数)

第 5 予定価格の事前公表の対象になった入札の回数は、1 回とする。

- 2 予定価格を超える価格の入札は、失格とする。

#### (内訳書の提出)

第 6 予定価格の事前公表の対象となった入札に参加しようとする者は、当該入札に関し、入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。

- 2 内訳書を提出しない者の入札は、無効とする。

#### (その他)

第7 この要領に定めるもののほか、予定価格の事前公表の試行について必要な事項は、企業長が別に定める。